



定期預金規定
(円・外貨共通、証書・満期決済型)

この定期預金は、当店のみで預入れまたは払戻しができますが、証書記載の満期日以降に、預入元本と利息が共に支払われることが予定されるものです。

またこの定期預金は、預金保険の保険対象外であり、かつ「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」の適用対象外です。

第1条 (反社会的勢力との取引拒絶)

この定期預金口座は、下記第11条(解約等)第2項各号のいずれにも該当しない場合にご利用頂くことが出来ます。第11条第2項各号の一つにでも該当する場合は、当店はこの定期預金口座の開設をお断りします。

第2条 (振替等による受入れ)

- (1) 円定期預金口座には、預金者が当行に保有する円普通預金口座からのお振替えによる入金及びその他当行が指定する方法による入金を受け入れます。
- (2) 外貨定期預金口座には、預金者が当行に保有する同一通貨の外貨普通預金口座(以下「外貨普通預金口座」という)からのお振替えによる入金及びその他当行が指定する方法による入金を受け入れます。

第3条 (支払利息・書換継続)

- (1) この定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という)の間、当店所定の証書記載の利率(以下「約定利率」という)によって計算し、満期日に、預入れ元本および利息を、円定期預金については預金者が当行に保有する円普通預金口座(または預金者が当行に普通預金口座を保有していない場合は預金者が他の銀行に開設した当行が承認する口座)に入金することにより、預金者へ支払うものとします。外貨定期預金については預金者が当行に保有する外貨普通預金口座(または預金者が当行に普通預金口座を保有していない場合は預金者が他の銀行に開設した当行が承認する口座)に入金することにより、預金者へ支払うものとします。
- (2) この定期預金が満期日に支払受領が行われない場合、満期日支払額に対し、解約日以降の普通預金金利(円定期預金については円普通預金金利、外貨定期預金については同一通貨の外貨普通預金金利を指す。以下同じ)が付加されるものとし、実際の支払日に定期預金の当初の約定金利と当初の元本金額に加え、当該満期日以降、解約日の前日までの期間、当店所定の普通預金金利が支払われるものとします。
- (3) 前項の規定に関わらず、預金者が定期預金の満期時以降に書換継続を行う場合は、書換継続時の預金者による指定元本額に対し、書換時の当店所定の定期預金金利が新たに付与されるものとします。その際の約定利息計算等については本条の他の規定が適用されるものとします。
- (4) 当店が、預金者の依頼により定期預金の満期日前に解約を行う場合は、当該定期預金の金利(以下「期限前利息」という)は次により計算します。
 - ① 預入金額は日本円1,000万円未満の場合(外貨定期預金については、第6項に定める外国為替相場を適用して換算した円貨額による。第2号においても同じ)、次によって計算します。
 - A. 6ヶ月未満・・・解約日における普通預金金利
 - B. 6ヶ月以上1年未満・・・約定利率×50%

② 預入金額は日本円 1,000 万円以上の場合、次によって計算します。

A. 預入期間が1ヶ月未満で解約する場合、以下の(ア)～(ウ)の計算式に基づき求められた金利のうち、最も低い金利を適用します。ただし、(イ)及び(ウ)の計算式により算出された金利の小数点第4位以下は切り捨てとし、(ウ)の計算式により算出された金利が0%未満の場合は0%とします。

(ア) 解約日における普通預金金利

(イ) 約定金利 × 70%

(ウ) $[\text{約定金利} - (\text{基準金利} - \text{約定金利}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})] \div \text{預入日数}$

基準金利とは解約日に当該預金の元本を元の満期日まで再預入した場合に適用される金利です。

B. 預入期間が1ヶ月以上で解約する場合、以下の(ア)及び(イ)の計算式に基づき求められた金利のうち、最も低い金利を適用します。ただし、算出された金利の小数点第4位以下は切り捨てとし、(イ)の計算式により算出された金利が0%未満の場合は0%とします。

(ア) 約定金利 × 70%

(イ) $[\text{約定金利} - (\text{基準金利} - \text{約定金利}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})] \div \text{預入日数}$

(5) この定期預金の付利単位は、円定期預金について1円、外貨定期預金については原則として各通貨の1補助通貨単位（たとえば米ドルを預入れの場合は1米セント。以下同じ）とし、1年を365日として日割りで計算します。

(6) 本条の規定に基づき外貨預金を円通貨に換算する際の外国為替相場は、当行が計算を実行する時点の相場を適用いたします。

第4条 (定期預金の解約・支払)

(1) この定期預金を解約する時は、証書裏面の受取人欄に届出の印章により記名・押印して当店に証書を提出し、その旨を申し出てください。

(2) 前項の解約・支払手続きに加え、当該定期預金元利金の支払を受けることについて支払請求者が正当な権限を有することについて確認のため、本人確認書類等の提示を求めることがあります。その場合、当店が必要と認めるときは、この確認等が問題なく行われるまでは、解約・支払は行われません。

第5条 (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) 証書や印章を紛失または滅失等した場合、または印章・氏名・名称・商号・代表者・代理人・国籍・住所・連絡先・職業（個人の場合）・定款・事業内容・電話番号・25%超株主等（法人の実質的支配者）・実質的支配者の本人特定事項、PEPs(重要な公的地位を有する者)等の確認を含む) 認定にかかわる事項及びその他の届出事項（以下「届出必要事項」）に変更が生じた場合は、直ちに書面にてその旨を当店に届出てください。暴力団等の反社会的勢力・テロリスト・その所属団体等の指定を受ける等の場合にも、直ちに書面にてその旨を当店に届出てください。

(2) 上記の届出必要事項内容に不備または不正がうかがわれる場合は、当店から訂正等をお願いし、適切かつ迅速なご協力等をいただけない場合は、本規定に基づく取引の一部を制限し、または口座を解約させて頂くことがあります。

(3) 上記のほか、当店からの法令上または当店の事務手続き上の要請に基づく確認、訂正依頼・協力依頼に際し、正当な理由なく当店への連絡等による対応等をいただけない場合は、一定期間（通常3ヶ月）の催告の後、本規定に基づく取引の一部を制限し、または当店の判断で口座を解約させていただくことがあります。なお、当店からの催告は、事前届け出された住所または連絡先に対しなされれば足りるものとし、催告未着の責任は連絡先変更等の文書による届け出を怠った預金者に帰属するものとします。

- (4) 第1項に定める届出必要事項の変更に際し、当店への変更届出前に生じた損害・不利益等に関しては、当店に過失がある場合を除き、当店は責任を負いません。
- (5) 証書または印章を紛失・滅失等した場合、この預金の払戻し、解約または証書の再発行は、当店所定の手続を行った後に行えます。この場合、かかる払戻し、解約、証書再発行は当店所定手続後、相当の期間を置き行うまたは、保証人を立てることを求めることがあります。
- (6) 証書の再発行に際しては、預金者には当店所定の再発行手数料をお支払い頂くものとします。

第6条 (盗難証書による払戻し等) ※個人のお客様のみ

- (1) 盗取された証書を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当店に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補填を請求することができます。
 - ①証書の盗難に気づいてからすみやかに、当店への通知が行われていること。
 - ②当店の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
 - ③当店に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当店は、当店へ通知が行われた日の30日(ただし、当店に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補填対象額」といいます)を前条本文にかかわらず補填するものとします。

但し、当該払戻しがおこなわれたことについて、当店は善意無過失あることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当店が証明した場合には、当店は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当店への通知が、この証書が盗取された日(証書が盗取された日が明らかでない時は、盗取された証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当店が証明した場合には、当店は補填をしません。
 - (ア) 当該払戻しが行われたことについて当店は善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ① 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。
 - ② 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。
 - ③ 預金者が、被害状況についての当店に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - (イ) 証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。
- (5) 当店は当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補填の請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当店は第2項の規定にもとづき補填を行った場合に、当該補填を行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当店は第2項の規定により補填を行った時は、当店は、当該補填を行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払戻しを受けた者その他第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第7条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、預金者の補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに成年後見人等の氏名、その他当店が求める必要事項を書面により当店へ届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、上記成年後見人等に加え、後見監督人・保佐監督人・臨時保佐人・補助監督人・臨時補助人等の選任がなされた場合は、直ちにこれらの監督人等の氏名、その他当店が求める必要事項を書面により当店へ届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受入れている場合、または後見監督人等の選任がなされていながら当店への届出が漏れていた場合は、その旨に関係者が気づいた段階で直ちに当店の求めに応じ、上記の必要な届出を行ってください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更(含む解任)等が生じた場合にも、同様に当店へ届出を迅速に行ってください。
- (5) 前4項の事項に関し、当店宛の届出以前に生じた預金者の損害・費用について、当店は責任を負わないものとします。

第8条 (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を当店が届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故等があっても、当店はそのために生じた預金者の損害等については責任を負わないものとします。

第9条 (譲渡・質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位、その他この預金取引にかかる一切の権利、および定期預金証書は、譲渡、質入れ、その他第三者の権利設定を行うこと、または第三者に利用させることは出来ません。
- (2) 当店がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当店所定の書式により質入れを行うものとします。

第10条 (その他、取引の制限等)

- (1) 当店は、法令等の要請を踏まえ、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金・払戻・解約等の本規程に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍保有せず本邦に居住する預金者は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行の求めに応じて当行に届け出てください。当該預金者は当行に届け出た在留期間が経過した場合、入金、振込み、払い戻し等の預金取引の一部または全部を制限することができるものとします。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、及びその他の事情を考慮して、当社がマネー・ロンダリング(含む脱税取引)、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触の恐れがあると判断した場合には、入金、払戻・解約等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触の恐れが合理的に解消されたと当社が認める場合、当店は当該取引の制限を解除し、解約した取引については旧取引の復活等を行います。

第11条 (解約等)

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当店はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、本預金口座を解約することが出来るものとします。なお、当店からの通知により解約を行う場合、当該通知の到達の有無にかかわらず、当該通知を届出のあった預金者氏名の住所宛に発信した時点で解約が成立するものとします。
- ① この預金口座の名義人が実在しないことが判明した場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが判明した場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項、第12条1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またその恐れがあると認められる場合
 - ④ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令を含む法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認められる場合
 - ⑤ 当社が、その顧客受入方針に基づいて、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する恐れを適切に管理ができないものと認めた場合
 - ⑥ その他当社口座が不正利用されているとの疑義があるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合
- (2) 前項のほか、次の各号の一に該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当社が判断する場合は、当店はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、本預金口座を解約することが出来るものとします。なお、この際解約によって預金者に生じた損害等については、当店は責任を負わないものとします。また当該解約等により当社に発生した損害・費用等は、預金者の負担とします。
- ① 預金者が口座開設申込時および法令上の要請に基づき当社が行った取引時確認（第5条第1項記載の届出必要事項の確認を含む）・取引目的等及びそれらに係る・適正な証拠提出等の要請時（含む各取引、定期審査時）に資料・証拠等の提供を拒絶した場合または当社に対して行った表明・確約・証拠提出等に関して虚偽または不適正な申告・証拠提出等を行ったことが判明した場合または、証拠提出が法令上または社会通念上、著しく遅れていると当社が判断する場合（なお、当社はかかる場合は、新たに適切な表明・確約・証拠提出等を求め、当該取引を実行しないことがあります。また預金者の法令違反が確認された場合は、預金者は別途法令に基づき処罰や預金凍結等されることがあります。）
 - ② 当社は上記の虚偽・不適正な申告・証拠提出や著しい遅延が発覚した場合または預金者の住所が関係法令で指定される特定の地域にある場合には、新たに適切な表明・確約・証拠提出等を求め、なおかつ当該取引を実行しないことがあります。また法令の要請により、預け入れ資金の源泉・資金使途更には預金者の資産および収入状況の確認等を行わせて頂くことがあります。なおこれらの点につき預金者による法令違反が確認された場合は、預金者は別途法令に基づき処罰や預金凍結等を受けることがあります。また、法令に基づいて預金等債権の消滅手続きや被害回復分配金の支払手続きの対象となり、預金者への払い戻しがされないことがあります。
 - ③ 預金者が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、に規定される指定暴力団等を言う）、暴力団員、暴力団員で無くなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」と総称する）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって

- 行う等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を行っていると思められる関係を有すること
 - E. 役員または実質的に経営に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難さるべき関係を有すること
 - F. 官報で公告された国際テロリストまたはその所属団体関係者を含む重要な法令の違反者
- ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して以下のいずれか一つにでも該当する行為を行った場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 当店との取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当店の信用を毀損し、または当店の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (3) 前2項により、この預金口座が解約され、口座残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合は、証書と届出印鑑を持参のうえ、当店へ申出てください。この場合、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。なお、法令上支払制限がある場合は、払戻しの可否は法令に則って判断されます。

第12条 (差引計算・預金者からの相殺)

- (1) 当店に対し、預金者が弁済期の到来した債務を負担している場合、この定期預金の期日等のいかなを問わず、当店はこの預金をいつでも当店所定の方法により相殺または弁済に充当することが出来るものとします。
- (2) この預金は、当社が預金の支払を停止した場合や当店の営業免許の取消、破産手続の開始の決定または解散の決定等あった場合には、本条の定めにより相殺することが出来るものとします。なお、この預金に預金者による当社に対する債権を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (3) 前項により相殺を行う場合の手続については、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、それらへの充当の順序方法を指定の上、通帳および当社所定の払い戻し請求書の適宜の場所に届出印を押印して当社に提出してください。但し、この預金で担保される債務がある場合は、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定が無い場合には、当店の指定する順序・方法により充当を行います。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当店は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することが出来るものとします。
- (4) 相殺を行う場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到着した日までとして、利率・料率は当店の定めるところによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金の取扱いについても、当店の定めによるものとします。
- (5) 相殺する場合の外国為替相場については、当社における計算実行時の公表相場を適用するものとします。
- (6) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について、別途の定めがある場合には、その定めによるものとします。但し、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺そのものは可能とします。
- (7) 本条において、この預金と債務の通貨種類が異なる場合には、この預金は相殺または弁済充当時における当社所定の外国為替相場により、円貨または当社に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものと

します。

第13条 (外貨定期預金の差押命令等)

預金者の外貨定期預金に対し、仮差押または差押の命令（以下「差押命令等」といいます。）が当行に送達された場合、当行は預金者への事前通知及び所定の手続きを省略し、次の各号に定める方法に加え、当行所定の方法により処理を行います。

- ① 差押命令等の効力が及ぶ金額に満たすまでの当該外貨定期預金（以下「差押預金」といいます。）を円通貨に換算して処理いたします。
- ② 前号の規定に基づき、差押預金を円通貨に換算した際、1通貨単位に満たない端数がある場合は、第5号に定める外国為替市場の為替相場を適用して換算し、四捨五入により整数単位で計算するものとします。
- ③ 換算後の円通貨相当額は、当行の円預金口座へ入金されるものとします。ただし、当行に円預金口座を保有していない場合は、前述の方法により換算した円通貨相当額を当行が留保し、裁判所の取立請求に基づき、支払うものとします。
- ④ 差押命令等が取立て、供託等の前に取り下げられた場合、本条第1号に基づいて円通貨に換えた差押預金は円通貨のまま当行にある預金者の円預金口座に入金いたします。ただし、預金者が当行に円預金口座を保有していない場合は、第5号に定める外国為替市場の為替相場を適用して換算し、預金者の外貨普通預金口座に入金するものとします。また、預金者が他の銀行に開設した当行が承認する口座がある場合には、当該口座への入金を行うことがあります。
- ⑤ 本条の規定に基づき外貨預金を円通貨に換算する際の外国為替相場及び円通貨を外貨預金に換算する際の外国為替相場は、当行が計算を実行する時点の相場を適用いたします。

第14条 (通知等)

届出のあった氏名・名称、住所宛に当店が通知または送付書類を発送した場合は、本規程に別途定めがある場合を除き、例えそれらが延着しままたは不到達の場合であっても、通常到達すべき時点で到達したものと見做します。

第15条 (適用法令等)

- (1) この預金には、日本法が適用されます。
- (2) この預金に関して、訴訟等の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を管轄とします。

第16条 (本規定の変更)

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当店ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上